

埋蔵文化財発掘の届出について(野洲市)

周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で、宅地造成、個人住宅の建設、分譲住宅の建設、アパートやマンションなどの建設、そのほか掘削を伴う工事を実施する際には、**工事着工の60日前までに**埋蔵文化財発掘の届出の提出が必要です。

※包蔵地範囲外においても、1000㎡を超える大規模開発の場合は文化財保護課までご相談ください。

まずはじめに出していただく書類(押印不要)

①発掘届の鑑(A4サイズ×1部):あて先が「野洲市教育長」

②様式6(A4サイズ×2部):あて先が「滋賀県知事」

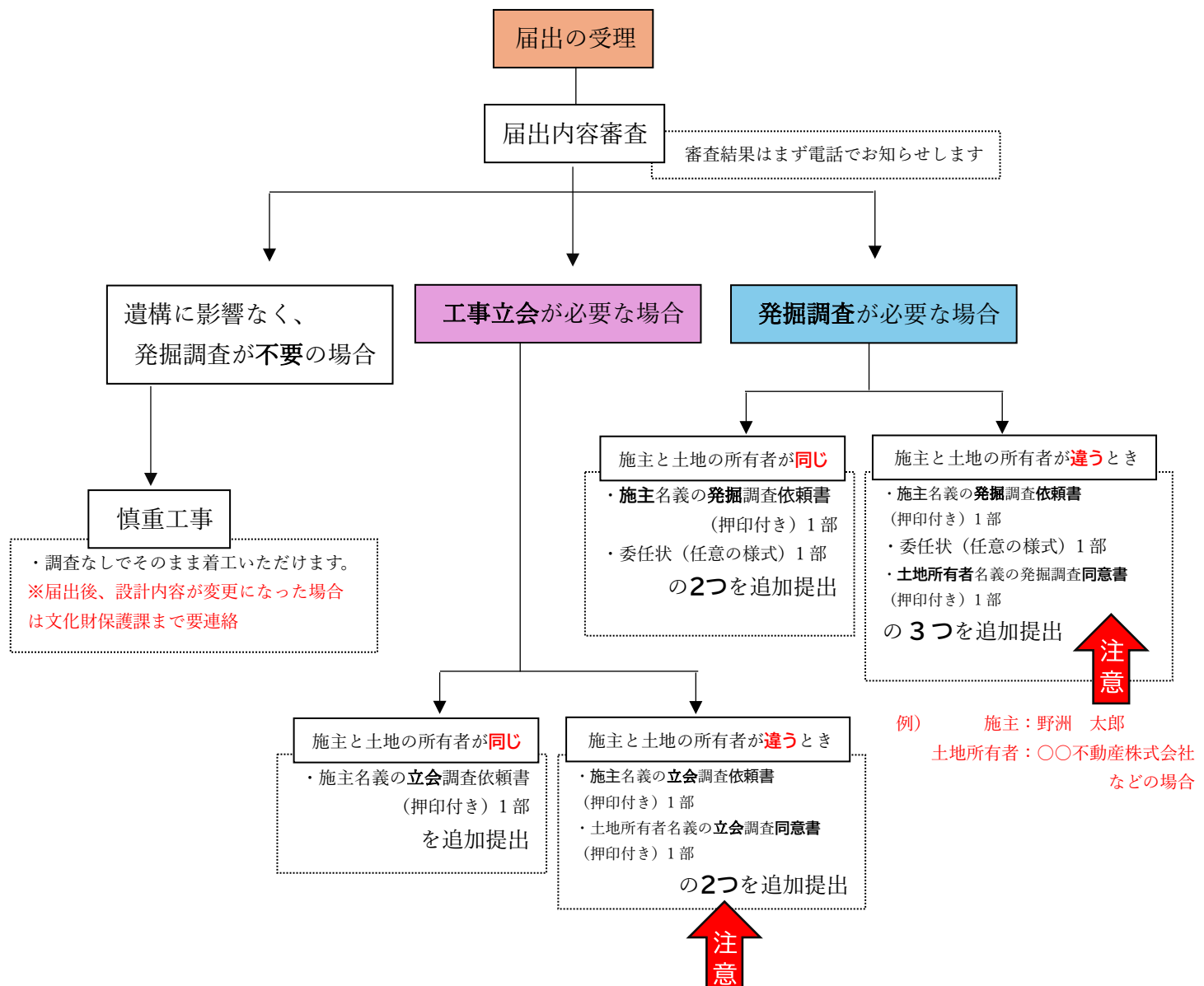
③様式7(A4サイズ×2部):様式6に添付するもの

④様式6に添付する位置図(縮尺2500分の1)×2部

⑤様式6に添付する各種図面:

【平面(配置)図・基礎伏せ図・地盤改良図等掘削深度が分かるもの】×2部

※地盤改良の有無が確定した段階で届出をご提出ください。(掘削深度で対応を判断するため)



現在のページ [ホーム](#) > [各課の案内（組織から探す）](#) > [文化財保護課](#) > [申請書ダウンロード](#) > [事業者の方へ](#) > [埋蔵文化財発掘関係](#)
> [埋蔵文化財発掘関係\(事業者の方へ\)](#)

埋蔵文化財発掘関係(事業者の方へ)

更新日：2026年07月31日

申請書・提出書ダウンロード

申請書の種類

 [法第93条第1項・94条第1項（発掘届の様式）（PDFファイル: 93.4KB）](#) 1部

 [法第93条第1項・94条第1項（様式6）（PDFファイル: 51.6KB）](#) 2部

 [法第93条第1項・94条第1項（様式7）（PDFファイル: 93.3KB）](#) 2部

→最初に提出いただくもの

 [発掘調査依頼（様式22）（PDFファイル: 94.9KB）](#)

発掘調査・試掘調査が必要と判断された場合に限り、発掘届とは別に提出を願う書類

 [発掘調査同意書（PDFファイル: 76.1KB）](#)

発掘調査・試掘調査が必要と判断された場合に限り、発掘届とは別に提出を願う書類（届出者と土地所有者が異なる場合）

→発掘調査が必要な場合に
提出いただくもの

 [立会調査依頼（PDFファイル: 77.4KB）](#)

立会調査が必要と判断された場合に限り、発掘届とは別に提出を願う書類

 [立会調査同意書（PDFファイル: 71.1KB）](#)

立会調査が必要と判断された場合に限り、発掘届とは別に提出を願う書類（届出人と土地所有者が異なる場合）

→工事立会が必要な場合に
提出いただくもの

 [野洲市遺跡地図（20260731改訂）（PDFファイル: 7.0MB）](#)

この記事に関するお問い合わせ先

教育委員会 文化財保護課

〒520-2423 滋賀県野洲市西河原2400番地 北部合同庁舎2階

電話番号 077-589-6436

ファクス 077-589-5444

[メールフォームによるお問い合わせ](#)

1部提出 (A4片面)

年 月 日

野洲市教育委員会教育長 様

お施主様(届出本人)の氏名、住所など ※押印は不要です

〒

住 所:

氏 名:

連絡先:

埋蔵文化財 () 遺跡) 発掘について (届出)
遺跡名を記入

このことについて下記のとおり届け出ますので、よろしくお願いします。

分かる範囲でご記入ください

記

- 届出地: 野洲市 番地 外 筆
開発する土地の所在地
- 現 況: 周辺の水田と比高差 . m 若しくは既存の造成・盛土高 . m
- 主たる目的: 個人住宅 (木造・鉄骨造・コンクリート造)、集合住宅 (鉄骨造・コンクリート造)、店舗 (木造・鉄骨造・コンクリート造)、農業用倉庫 (木造・鉄骨造)、宅地造成 (区画)、工場造成 (区画)、土地区画整理、管理設 (L: m、W: m、D: m)、その他 () 該当内容に○をお願いします
- その他構築物: 構築物名 掘削深度 . m、幅 . m
擁壁、カーポートなど... 擁壁等も記入してください。
- 地盤改良計画: 有 (現状から . m)、 無 地盤改良の有無を確定した段階で記入の上、ご提出ください (未確定の場合、受理不可です)
- 造成計画: 切土 . m、盛土 . m
該当あればご記入ください
- 現況からの掘削深度: 建物基礎 ベタ基礎、布基礎、パイル杭、その他 () . m
該当内容に○をお願いします (別添配置図に色塗り: 現状-0.3m以上)
- 農地転用: 許可済 ・ 申請中 (月 日届出) 該当あればご記入ください
- その他記載事項以外で必要なことあれば

代理人(届出書類をお施主に代わりで提出いただく方)の
ご連絡先(電話番号、書類送付先住所)をご記入いただくか、
それに代わるもの(委任状、名刺など)を添付してください

第 号
令和 年 月 日

滋賀県知事 様

住 所
氏 名

お施主様の住所、氏名
※押印は不要です

埋蔵文化財発掘の【届出・通知】について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）【第 93 条第 1 項・第 94 条第 1 項】の規定に基づき【届出・通知】します。

添付書類もそれぞれ2部必要となります

【添付書類】

- 1 別記 1 →様式 7 を指します
- 2 土木工事をしようとする土地およびその付近の地図（地図の縮尺は 2,500 分の 1）
- 3 当該土木工事等の概要を示す書類および図面

開発（建築）する位置を地図中で
明示してください

必要な図面...①平面（配置）図：敷地に対して、どの位置に計画建物を建てるのか分かるもの
②基礎伏せ図：ベタ基礎、布基礎など基礎の配置と掘削深度が分かるもの
③地盤改良図（地盤改良がある場合）：地盤改良の配置・深度が分かるもの

それぞれの欄を分かる範囲でご記入ください

2部提出 (A4)

【様式 7】

法第 93 条第 1 項・第 94 条第 1 項

別記 1

市町受理	令和 年 月 日	経 由	令和 年 月 日 号
	令和 年 月 日	号	

1. 所 在 地						
2. 工 事 対 象 面 積	m ²					
3. 土 地 所 有 者	氏名等 : ----- 住 所 :					
4. 遺 跡 の 種 類	散布地 集落跡 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 経塚 祭祀遺跡 古墳 古墳群 その他墓跡 生産遺跡 交通遺跡 その他 ()					
遺跡の名称						員 数
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 湖(川)底 原野 その他 ()					
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 古代 () 中世 () 近世 近代 その他 ()					
5. 工 事 の 目 的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校 集合住宅 個人住宅 分譲住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他建物建築 宅地造成 土地区画整理事業 公園造成 ゴルフ場造成 観光開発 管理設 農業基盤整備 その他農業関連事業 土砂採取 遺跡整備 その他開発 ()					
工事の概要	例) ・一戸建て専用住宅の建設(地盤改良あり) ・個人住宅用地の造成 ・分譲住宅の建設(地盤改良あり) ・分譲住宅用地の造成 ・集合住宅の建設(掘削深度〇m) など...					
6. 工 事 主 体 者	氏名等 : 施工業者、工務店、ハウスメーカーなど ----- 住 所 :					
7. 施 工 責 任 者						
8. 工事着手日 (予定)	令和 年 月 日	9. 工事終了日 (予定)	令和 年 月 日			
10. 参 考 事 項	地盤改良の施工日(改良なしの場合、基礎着工予定日)					

不明な部分は
担当課で記入します

該当するものに○してください

指導事項	発掘調査 (試掘 確認 本発掘) 工事立会 () 慎重工事指示 その他 ()
------	---

終了確認	令和 年 月 日 第 号
------	--------------

【注意事項】 ① 太線内は届出・通知者が記入 ② 遺跡とは周知の埋蔵文化財包蔵地を指す。
③ 遺跡の種類・名称・現状・時代は該当項目全てを○で囲み、該当項目のない場合、
補足の必要な場合は () 内に記入